

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 三〇〇

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三〇〇
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 三〇〇
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三〇〇
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 三〇〇
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 三〇〇
- 生活保護法による指定を受けた施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 三〇〇
- 新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件 三〇〇

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三〇〇
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三〇〇
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三〇〇
- 土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件 三〇〇

正 誤

○平成二十四年五月二十九日付け号外第二十九号中 三〇〇

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月十日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第四十九号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

る規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第二みちのく安達農業協同組合の項中「大玉支店」の下に、「二本松南支店」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年七月十七日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第三百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年七月十日

福島県知事 佐藤雄平

名 称

所 在 地

指定年月日

絆診療所

南相馬市鹿島区寺内字三里一―二四

平成二十四年五月一日

なみ歯科クリニック

西白河郡泉崎村大字関和久字上野館二一〇

同 月二二日

医療法人三愛会池田記念病院

須賀川市森宿字狐石一二九―七

同 月一日 年四

ニチケアセンター鎌田訪問看護ステーション

福島市丸字富塚三五―一

同 月一日

エール薬局 御山町店

福島市御山町五―二八

同 年五月一日

（社会福祉課）

福島県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十四年七月十日

福島県知事 佐藤雄平

名	変 更 前	変 更 後	所 在 地
福島市肢体不自由児通園療育センター	福島市こども発達支援センター	福島市森合町一〇一六	

(社会福祉課)

福島県告示第三百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十四年七月十日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 在 地 廃止年月日

かんのキッズクリニック 南相馬市原町区北町二七七一 平成二十三年二月三十一日

オクノ薬局 南相馬市原町区南町一―一六二 平成二十四年三月三十一日

医療法人三愛会池田記念病 須賀川市弘法坦五三―二 同 月三十一日

株式会社富永薬局 白河市一番町二九 同 年四月三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第三百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十四年七月十日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 在 地 休止年月日

医療法人篠木医院 南相馬市原町区本町三―三四 平成二十四年三月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第三百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十四年七月十日

福島県知事 佐藤雄平

氏 名 住 所 施術所名 施術所の所在地 指定年月日

榎本 敦士 南相馬市原町区北 への整骨院 南相馬市原町区大町 平成二十四年五月一日

新田字本町九八―七 川崎字山中 月一日

(社会福祉課)

福島県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成二十四年七月十日

福島県知事 佐藤雄平

氏 名	住 所	名 称		所 在 地	
		変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
渡邊 國恭	二本松市大平中井四三	ふれあい心のサービス 二本松店	ふれあい心のサービス 二本松店	二本松市上川崎字山中 五八―二	二本松市上川崎字山中 五八―二 (二本松店) 本宮市本宮字鍋田一―七―一 (本宮店)

(社会福祉課)

福島県告示第三百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八

条第一項の規定により、矢吹原土地改良区が矢吹原地区維持管理事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
- 平成二十四年七月十一日から
- 同 月三十日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
- 白河市役所、須賀川市役所、鏡石町役場、天栄村役場、泉崎村役場及び矢吹町役場 (農村計画課)

公 告

公告第百八十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日
- 平成二十四年六月二十七日
- 二 名称
- 特定非営利活動法人福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会
- 三 代表者の氏名
- 澤田 和美
- 丸 光恵
- 四 主たる事務所の所在地
- 福島県福島市野田町六丁目四番七十四一五号メゾンオーブC二〇三号
- 五 定款に記載された目的
- この法人は、福島県内の児童養護施設に措置されている子どもを対象に、低線量被曝の最小限化と健康状況の把握を行い、健康被害の早期発見および早期治療を行うことと、包括的な健康管理事業を行うこと。また子どもを養育する職員の健康管理を行うこと、さらに広く市民に対して児童養護施設の子どもの健康に関する啓発活動を行うことを目的とする。

(文化振興課)

公告第百九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があつた。

平成二十四年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 土地改良区の名称
- 愛谷堰土地改良区
- 退任した役員
- 役別 氏名
- 住所
- 理事 矢吹 家宣
- いわき市平荒田目字高原一一番地

(農村計画課)

公告第百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

平成二十四年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 土地改良区の名称
- 南相馬土地改良区
- 退任した役員
- 役別 氏名
- 住所
- 理事 渡邊 一成
- 南相馬市原町区北野字北原田二三四番地
- 同 古川 信
- 相馬郡飯館村飯樋字町一七〇番地
- 同 佐藤 重久
- 南相馬市原町区上洪佐字北谷地一五番地
- 同 大甕 逸朗
- 市原町区深野字原田一番地
- 同 平田 武
- 市原町区北長野字山居前一一二番地
- 同 牛渡 隆夫
- 市原町区石神字北明内三番地
- 同 坂本 恒雄
- 市原町区馬場字垣ノ内一三番地
- 同 山田 一馬
- 市原町区上北高平字西高松一七五番地
- 同 脇本 敏明
- 市原町区下北高平字杉内一二六番地
- 同 横山 元榮
- 市原町区泉字町下一五番地
- 同 鶴蒔 清一
- 市原町区大甕字鶴蒔二六二番地
- 同 寶玉 義則
- 市原町区江井字堀内前二七番地
- 同 池田 吉男
- 市原町区菅浜字原畑一二二番地
- 同 平 信照
- 市原町区北原字境堀二一九番地
- 同 武山 正孝
- 市原町区牛来字大塚一〇五番地
- 同 境 勝明
- 市原町区上太田字中島六二番地
- 同 小林 久夫
- 市原町区益田字寺之前一二番地
- 同 石橋 篤
- 市原町区信田沢字東原六二番地の二
- 同 小林 光吉
- 市原町区泉字広畑四六一番地

同 新川 政廣 同 市原町区菅浜字赤沼四六番地
 同 木幡 俊信 同 市原町区鶴谷字坂下三四四番地
 就任した役員
 住所

役別 氏名 住所
 理事 渡邊 一成 南相馬市原町区北野字北原田二三四番地
 古川 信 相馬郡飯館村飯樋字町一七〇番地
 同 酒井 盛男 南相馬市原町区下洪佐字平一二三番地
 同 大甕 逸朗 同 市原町区深野字原田一番地
 同 平田 武 同 市原町区北長野字山居前一一二番地
 同 牛渡 隆夫 同 市原町区石神字北明内三番地
 同 志賀 恒夫 同 市原町区馬場字地切五〇番地
 同 脇本 敏明 同 市原町区下北高平字杉内一二六番地
 同 横山 元榮 同 市原町区泉字町下一五番地
 同 鶴蒔 清一 同 市原町区大甕字鶴蒔二六二番地
 同 寶玉 義則 同 市原町区江井字堀内前二七番地
 同 池田 吉男 同 市原町区菅浜字原畑一二二番地
 同 武山 正孝 同 市原町区牛来字大塚一〇五番地
 同 境 勝明 同 市原町区上太田字中島六二番地
 同 小林 光吉 同 市原町区泉字広畑四六一番地
 同 石橋 篤 同 市原町区信田沢字東原六二番地の二
 同 木幡 俊信 同 市原町区鶴谷字坂下三四四番地

(農村計画課)

公告第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南相馬土地改良区から次のとおり役員の変更があった旨届出があった。
 平成二十四年七月十日

福島県知事 佐藤 雄平

変更があった者の役別、氏名及び住所

役別 氏名 住所
 監事 石橋 篤 変更前 南相馬市原町区信田沢字戸ノ内五〇番地
 変更後 南相馬市原町区信田沢字東原六二番地の二

(農村計画課)

正 誤

ページ	段	行	正
-----	---	---	---

○平成二十四年五月二十九日付け号外第二十九号中（原稿誤り）

誤

六 上

下

決		定			取下げ		審理中	
決下	棄却	認容	一部認容	小計				
1	1	1	0	3	1		11	

決		定			取下げ		審理中	
決下	棄却	認容	一部認容	小計				
3	0	1	0	4	1		10	

決定等の区分	棄却
--------	----

決定等の区分	棄却
--------	----

知	下	審理中
---	---	-----

知	下	知
---	---	---

